



学校に講師を派遣します！（無料）



デートDV等予防出張セミナーのご案内

堺市では、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDV・デートDV、性暴力などあらゆる暴力の予防と根絶をめざし、さまざまな取組を行っています。

こうした状況のもと、次世代を担う若者が、正しい知識を身につけ、暴力の被害者・加害者・傍観者にもならないという当事者意識を高めることが特に重要であるとの認識から、専門知識を持つ講師を学校等に派遣し、デートDV、性暴力の予防啓発及び痴漢被害対策セミナーを実施します。

- 1 申込期間 令和8年4月1日～令和9年2月28日
- 2 対象 堺市内の小学校、中学校、高校、支援学校、大学、専門学校
- 3 テーマ デートDV、性暴力、痴漢被害対策のうち、1テーマ
※テーマによって、講師は異なります。詳細は実施要領をご覧ください。
- 4 申込方法 開催希望日の1カ月前までに、別紙「デートDV等予防出張セミナー申込書」に記入のうえ、FAXまたはメールにて下記までお申し込みください。
講座の詳細については、実施要領をご確認ください。
順次お申し込みを受付け、予定回数に達した時点で、募集を締め切ります。ご了承ください。

受講者アンケートより

受講生理解度 約98%!!（よくわかった」+「少しわかった」の計）

- DVの意味や恋愛のことについてあらためて知った。私がデートDVにあったときに相談できる人をつくっておきたい。（小学生）
- デートDVについてあまり深く知らなかったけど、今後受けた側、あるいは相談されたときに困らないように深く知ることが大事だと思った。（高校生）
- 自分にも起きるかもしれないと、危機感を持っておく必要があることが分かった。自分自身でも、すぐに周りに助けを求められるように意識して行動して、自分の身を守ろうと思う。（専門学校生）

【申し込み先・問い合わせ先】

堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課 男女共同参画推進係
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL：072-228-7408 FAX：072-228-8070

Eメール：daiki@city.sakai.lg.jp

※申込書は下記のホームページからダウンロードできます。

【堺市ホームページ】

実施要領

1 目的

配偶者等からの暴力（DV）や交際相手からの暴力（デートDV）、性暴力及び痴漢は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力による支配関係のない男女平等社会の実現を図るため、次世代を担う若年層が、DV・デートDV、性暴力及び痴漢被害対策について正しく理解し、暴力の被害者・加害者・傍観者にもならないという当事者意識を高めるための予防啓発として実施します。

2 テーマ

デートDV、性暴力、痴漢被害対策のうち、希望する1テーマ

3 派遣対象

市内の小学校、中学校、高校、支援学校、大学、専門学校

※デートDVは小学校3年生以上（小学校1、2年生は要相談）。

※性暴力、痴漢被害対策は中学生以上。

※本事業は基本的に若年層を対象として実施します。ただし、若年層への啓発効果をより高め、安心して参加できるようにする観点などから、事務局が申込内容や状況等を確認し必要と判断した場合に限り、若年層への本実施に先立ち、関係者（指導的立場にある者等）への実施を認めます。

4 派遣講師

DV・デートDV、性暴力及び痴漢被害対策に関する専門的な知識を持ち、講演実績のある下記団体

主なテーマ	講師派遣団体
デートDV	▶アウェア ▶NPO法人SEAN ▶女性と子どもネット・堺
性暴力	ウィメンズセンター大阪
痴漢被害対策	大阪府警察

※「デートDV」をお申込みの場合は、上記3団体のうち、ご講演いただきたい講師団体のご希望をあわせてお知らせください。なお、実施に際し、調整させていただく場合があります。

5 実施方法

- (1) 開催希望日の1ヵ月前までに、「デートDV等予防出張セミナー申込書」に記入のうえお申込みください。
- (2) 派遣講師決定後、こちらからご連絡します。
- (3) 会場の確保・設営（椅子・マイク等）は依頼団体でお願いします。
- (4) 講師に対する謝金は市が負担します。
- (5) 実施後は、2週間以内に「実施報告書」を市に提出してください。
- (6) 痴漢被害対策以外の講座では、終了後にダイバーシティ企画課職員より性犯罪防止に関する取組を紹介させていただく場合があります。